

○市立富良野図書館設置条例

平成19年3月19日条例第12号

市立富良野図書館設置条例

市立富良野図書館条例（昭和46年条例第28号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録及びその他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的として、市立富良野図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市立富良野図書館

位置 富良野市若松町5番10号

（職員）

第3条 図書館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第4条 開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（1）火曜日から金曜日まで 10時から18時まで

（2）土曜日及び日曜日 9時から17時まで

（休館日）

第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

（1）毎月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）月曜日が前号に規定する日に当たるときは、その翌日

（4）12月31日から翌年1月5日まで

（5）図書整理日（毎月の最終金曜日。ただし、第2号に規定する日に当たるときは、その日の前日）

（6）図書特別整理期間（委員会が毎年1回7日を超えない範囲で定める期間）

（業務）

第6条 図書館は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

（1）図書資料の収集、整理、保存及び利用

（2）図書資料の貸出し及び巡回文庫の実施

（3）読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励

（4）館報、その他読書資料の発行

（5）時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供

（6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

（施設使用の許可）

第7条 図書館のサークル室1、サークル室2、多目的ホール及び展示コーナーを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する使用者とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（1）市の区域内に住所を有するもので構成する読書団体等のうち、委員会が認めたもの

（2）市の区域内に住所を有するもので構成する文芸及び美術に係る団体等のうち、委員会が

認めたもの

- 3 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上又は設置目的上支障があると認められるとき。
- （使用の制限）

- 第8条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。
- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。
 - (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (5) 公益上必要があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わないものとする。
- （権利の譲渡等の禁止）

- 第9条** 使用者は、図書館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （原状回復の義務）

- 第10条** 図書館の使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。
- （損害賠償の義務）

- 第11条** 図書館の使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。
- （委任）

- 第12条** この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
（富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。
別表中「図書館協議会委員」を削る。